負担変動軽減措置に関するＱ＆Ａ
（令和６年改正法附則第８条の規定による控除）

制度の概要は、「外形標準課税の対象法人の見直し及び中間申告義務判定に関する改正について」をご覧ください。適用判定の概要は、「負担変動軽減措置の適用判定フロー」をご覧ください。

Ｑ１　負担変動軽減措置による控除は、どのような場合に適用されるのですか？

Ｑ２　負担変動軽減措置による控除の適用を受ける場合の控除額の計算は、どのように行うのですか？

Ｑ３　二以上の都道府県に事務所等を有して事業を行う法人の場合、控除額の計算は課税標準額の総額によって行うのですか？

Ｑ４　負担変動軽減措置による控除は、付加価値割額からしかできないのですか？

Ｑ５　比較する法人事業税額に特別法人事業税は含まれないのですか？また、特別法人事業税からは控除できないのですか？

Ｑ６　仮決算による中間申告においては、負担変動軽減措置による控除はできないのですか？

Ｑ７　確定申告書の提出が期限後となった場合に、負担変動軽減措置による控除はできますか？

Ｑ８　負担変動軽減措置による控除額を計算するための様式はありますか？

Ｑ９　収入金額等課税事業（法第 72 条の２第１項第３号に掲げる事業）を行う法人の場合の負担変動軽減措置による控除の計算は、どのように行うのですか？

【用語の定義】

「令和８年度分基準法人事業税額」･･･令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額

「令和９年度分基準法人事業税額」･･･令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額

「比較法人事業税額」･･･当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき法人事業税額

（凡例）

法：地方税法　　令和６年改正法：地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）

取扱通知：地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第３章

Q1　負担変動軽減措置による控除は、どのような場合に適用されるのですか？

A　「100%子法人等への対応」の要件に該当する法人について、令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間に開始する事業年度において、基準法人事業税額が、比較法人事業税額を超える場合に適用されます。

なお、前事業年度に外形標準課税の対象法人に該当し、当該事業年度に払込資本の額が 10 億円を超える法人で、「100%子法人等への対応」の要件に該当するものにあっては、前事業年度にこの控除の規定の適用を受けた場合に限り、控除措置が適用されます。（令和６年改正法附則第８条第２項）

Q2　負担変動軽減措置による控除の適用を受ける場合の控除額の計算は、どのように行うのですか？

A　控除額は、基準法人事業税額から比較法人事業税額を控除した額に、事業年度により規定された割合をかけて計算を行います。

なお、控除額の計算に用いる税率は、標準税率以外の税率を適用している都道府県にあっては当該税率によります。

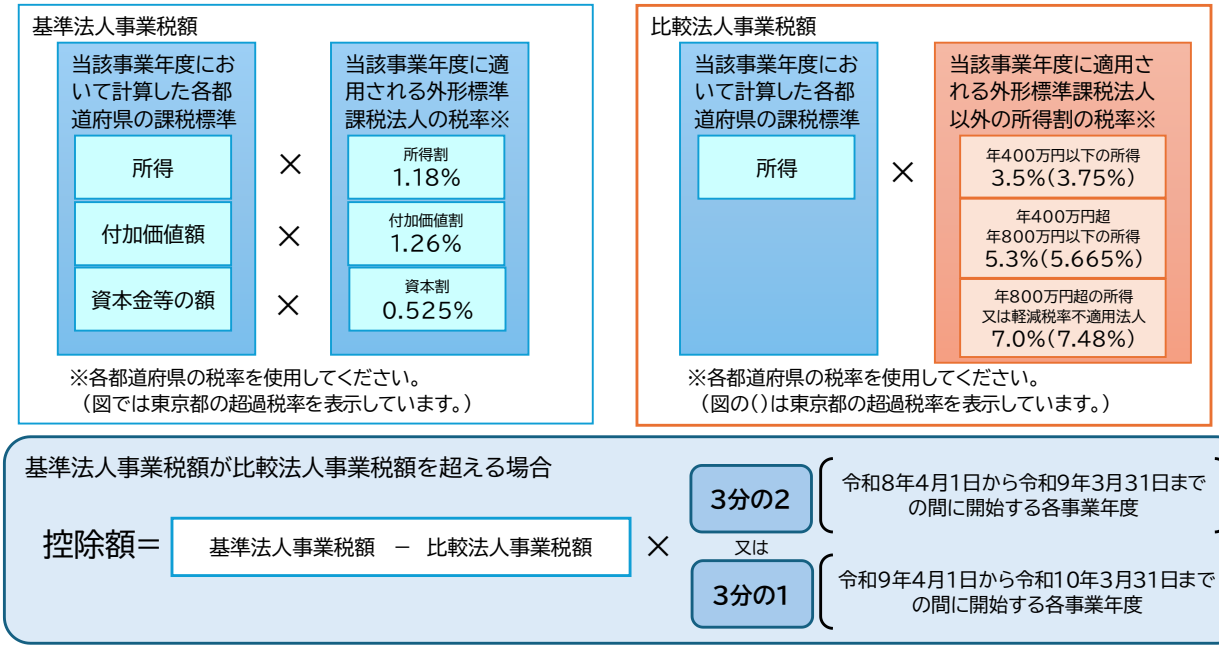

外形標準課税対象法人は、所得割について軽減税率の適用はありませんが、「比較法人事業税額」を計算する際は、外形標準課税の対象ではない法人として計算するため、所得割について、一定の要件（資本金１千万円未満である、又は期末時点で事務所等が所在する都道府県が３都道府県未満である）を満たす場合には、軽減税率が適用となります。（法第 72 条の 24 の７第５項）

また、超過税率の適用の判定については、外形標準課税対象ではない法人と同様に判定します。

Q3　二以上の都道府県に事務所等を有して事業を行う法人の場合、控除額の計算は課税標準額の総額によって行うのですか？

A　負担変動軽減措置による控除は、各都道府県に申告納付すべきそれぞれの法人事業税額から行いますので、その計算も分割後の課税標準を基礎として行います。

また、この場合に用いる税率も、標準税率以外の税率を適用している都道府県にあっては当該税率によります。

Q4　負担変動軽減措置による控除は、付加価値割額からしかできないのですか？

A　負担変動軽減措置による控除は、法人事業税額全体から行うものです。なお、当該控除を行う場合には、付加価値割、資本割、収入割の順に行います。（取扱通知５の４（１））

Q5　比較する法人事業税額に特別法人事業税は含まれないのですか？また、特別法人事業税からは控除できないのですか？

A　負担変動軽減措置による控除は、法人事業税の控除措置です。そのため、基準法人事業税額及び比較法人事業税額に特別法人事業税は含めず、また、特別法人事業税からの控除もできません。

Q6　仮決算による中間申告においては、負担変動軽減措置による控除はできないのですか？

A　負担変動軽減措置による控除は、確定申告に係る法人事業税に適用されますので、中間申告での控除はできません。（令和６年改正法附則第８条第２項、取扱通知５の４（１））

Q7　確定申告書の提出が期限後となった場合に、負担変動軽減措置による控除はできますか？

A　期限後申告においても、負担変動軽減措置による控除ができます。

Q8　負担変動軽減措置による控除額を計算するための様式はありますか？

A　負担変動軽減措置の創設にあわせて、「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額に関する計算書」（第６号様式別表５の７）が制定されました。

この計算書は、負担変動軽減措置による控除を受けようとする事業年度の確定申告書に添付します。

Q9　収入金額等課税事業（法第 72 条の２第１項第３号に掲げる事業）を行う法人の場合の負担変動軽減措置による控除の計算は、どのように行うのですか？

A　負担変動軽減措置による控除は、収入割額を含めた法人事業税額全体から行います。また、控除額の計算においては、収入金額等課税事業（法第 72 条の２第１項第３号に掲げる事業）の基準法人事業税額及び比較法人事業税額には、収入割を含めて計算します。

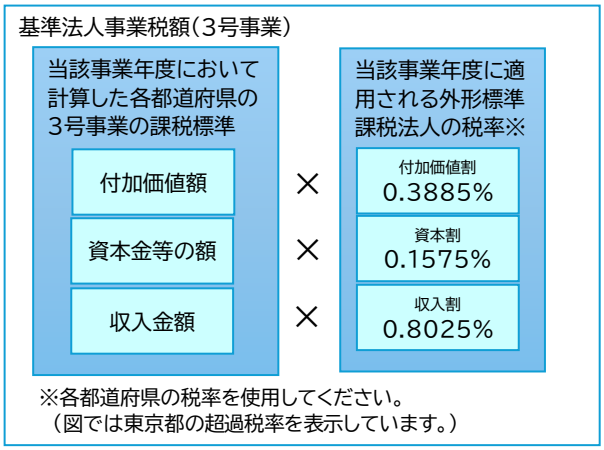

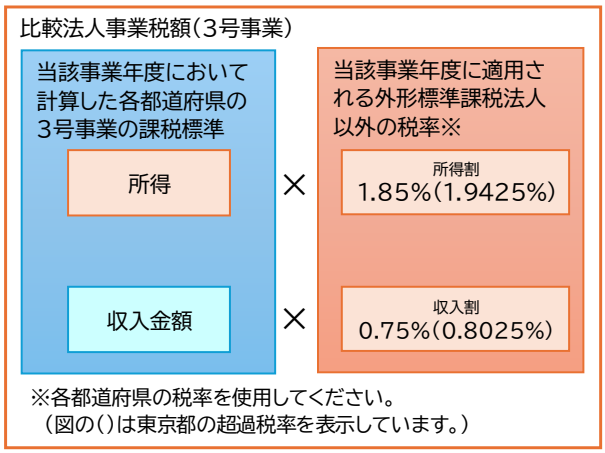

外形標準課税の対象法人は、収入金額等課税事業（法第 72 条の２第１項第３号に掲げる事業）に係る所得割は課税されませんが、比較法人事業税額を計算する際は、外形標準課税の対象ではない法人として計算するため、所得割についても算定する必要があります。この際の所得の算定に当たっては、付加価値額の単年度損益を算定の基礎とし、収入金額等課税事業（法第 72 条の２第１項第３号に掲げる事業）に係る繰越欠損金額等がある場合には、「比較法人事業税額を計算する場合の欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書」（第６号様式別表５の８）により、欠損金額等の控除額を計算し課税標準となる所得を算定します。

なお、所得等課税事業（法第 72 条の２第１項第１号に掲げる事業）と収入金額等課税事業（法第 72 条の２第１項第３号に掲げる事業）を併せて行う法人の場合には、それぞれの事業ごとに基準法人事業税額と比較法人事業税額の差額を算出し、その合計額に各事業年度に応じた割合をかけて控除額を計算します。（Ｑ２参照）